

による通知を受けた日		政党又は政治資金団体		次の各号の区分		第一号又は第二号に掲げる区分		政党の支部	
第一項 第七条	第三項 第六条	第一条 第一項	第六条 第六项	第一条 第一項	第六条 第六项	第一条 第一項	第六条 第六项	第一条 第一項	第六条 第六项
項目 異動に係る事項 その異動の日	第六条第五項 において準用する場合及び前条 に規定する場合を除き、その異動の日	同条第五項に おいて準用する場合及び前条 に該当する場合を除き、その異動の日	第一条 第一項	類似する名称 。次号において同じ。)	類似する名称 （当該 政治団体を除く。）	類似する名称 （当該 政党の名称に類似 する名称を除く。）	政治団体	第一号又は第二号に 掲げる区分	政党の支部
異動に係る事項 該政治団体を支部とする政治団体が第三条第二項の規定に該当することにより政 党となつた場合にあ つては、その異動に 係る事項並びに当該 政党的名称、主たる事務所の所在地及び 主としてその活動を行 う区域並びに当該 支部が一以上の市町 村（特別区を含む。） の区域（地方自治法 （昭和二十二年法律第 六十七条）第二百五 十二条の十九第一項 の指定都市にあつて は、その区又は総合	その異動の日	前条	該政治団体を支部とする政治団体が第三条第二項の規定に該当することにより政 党となつた場合にあ つては、その異動に 係る事項並びに当該 政党的名称、主たる事務所の所在地及び 主としてその活動を行 う区域並びに当該 支部が一以上の市町 村（特別区を含む。） の区域（地方自治法 （昭和二十二年法律第 六十七条）第二百五 十二条の十九第一項 の指定都市にあつて は、その区又は総合						

記号	第 四 条 各 項	第三 項	三条十 二 項 第一 条及 第七 条	第二 項 第十 一条	第一 項 前	二 項 第 七 条 の 第 七 条	第一 項 二 項 第 七 条 の 第 七 条
法第六条第一項（同条 第五項において準用す る場合を含む。）	第三 項 第四 条 第十 一条	、 第十三 条及 び第十四 条	各 号	段 第六 条第一 項	前 条第一 項前	政 黨又 は政 治資 金團 體であ るとき はその 旨	政 黨又 は政 治資 金團 體であ るとき はその 旨
法第六条第一項（同条 第五項において準用す る場合を含む。）	第三 項 第四 条 第十 一条	及 び第十三 条	又 は第二 号	第六 条第一 項第一 号	前 条第一 項	政 黨の支 部であ る場 合にあ つては、そ の旨、當 該政 黨の名 称及び 當 該支 部が一 以上 の市 町 村（特 別区 を含む。） の区域（地 方自治 法第二百 五十二 条の十九 第一項の 指定都 市にあ つては、 その区又 は総合区 の区域） 又は公 職選 舉法第 十二条 に規定す る選 舉区 の区域 を単 位と して設 けられ る支 部であ るとき はそ の旨	政 黨の支 部であ る場 合にあ つては、そ の旨、當 該政 黨の名 称及び 當 該支 部が一 以上 の市 町 村（特 別区 を含む。） の区域（地 方自治 法第二百 五十二 条の十九 第一項の 指定都 市にあ つては、 その区又 は総合区 の区域） 又は公 職選 舉法第 十二条 に規定す る選 舉区 の区域 を単 位と して設 けられ る支 部であ るとき はそ の旨

定による届出がされた

その旨、当該政治団体が第十九条の七第一項第一号に

第二項各号に掲は

又第一号

に掲げる法第十九条第二項の規定による届出の区分に応じ、当該各号に定める都道府県の選挙管理委員会とする。

選出議員に係る公職の候補者がした法第十九条第二項の規定による届出 当該公職の候補者に係る選舉に関する事務を管理する都道府県の選舉管理委員会(当該届出を受けた都道府県の選舉管理委員会を除く)。

二 地方公共団体の議会の議員又は長に係る公

職の候補者がした法第十九条第二項の規定による届出 当該地方公共団体の区域に係る都道府県の選挙管理委員会(当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会を除く)。

例等
(少額領収書等の写しの開示に係る申出)
第十一條 法第十九条の十六第十一項の規定によ

直府県の選舉管理委員会に対し、書面により、
る決定（以下この章において「開示決定」とい
う。）に基づき少額領収書等の写しの開示を受
ける者は、当該開示決定をした総務大臣又は都
道府県の選舉管理委員会に対し、書面によ

その求める開示の実施の方法その他の総務省令で定める事項を申し出なければならない。

知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるとき

はこの限りでない。

り、当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては

は、前項ただし書の規定を準用する。
〔少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法〕

政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」といいう。）第十二条第一項の規定によるに該当する書

あつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)によりこれらを行なうことができる場合に限り、同号に掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して法第十九条の十六第一項の規定による請求(次条第一項において「開示請求」といふ。)があつた場合に限る。

一 少額領収書等の写しを複写機により総務省令で定める大きさの用紙に複写したもの(白黒で複写したものに限る。)の交付

二 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取つてできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。)を光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの(交付)

三 少額領収書等の写しをスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。)を光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの(交付)

四 少額領収書等の写しに係る写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

(少額領収書等の写しの開示に係る手数料の額)
第十三条 法第十九条の十六第十九項に規定する政令で定める額のうち総務大臣に対する開示請求に係る手数料の額は、当該開示請求に係る一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写し

2 法第十九条の十六第十九項に規定する政令で定める額のうち総務大臣が行つた開示決定に基づく開示の実施に係る手数料の額は、当該開示決定に基づき開示を受ける一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、当該各号に定める額(複数の方法により開示を受けた場合は、その合算額。以下この項に

おいて「基本額」という。)とする。ただし、基木額(第十一条第三項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合に相当する額を加えた額)が、前項に定める額に相当する(即ち、前項に定める額に相当する額を超過するまでは無料とし、同項に定める額に相当する額を超えるときは(第十一条第三項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が前項に定める額に相当する額を超えるときを除く。)は当該基本額から同項に定める額に相当する額を減じた額とする。

一 閲覧 少額領収書等の写し百枚まで)とに二 写しの交付 イから二までに掲げる交付の方法に応じ、それぞれイから二までに定める額

イ 前条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき百円

ロ 前条第二号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

ハ 前条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百二十円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

二 前条第四号に掲げる方法 少額領収書等の写し一枚につき百二十円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

三 前二項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、当該手数料を総務省の事務所において納付する場合には、現金をもつてすることができる。

(少額領収書等の写しに係る写しの送付の求め)
第十四条 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受ける者は、当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、送付に要する費用を納付して少額領収書等の写しに係る写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、総務省令で定められた方法により納付しなければならない。

(政治資金監査に関する研修の手数料の額)
第十五条 法第十九条の二十七第三項に規定する政令で定める手数料の額は、六千円とする。

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。

(政治資金適正化委員会の運営に係る必要な事項)
第十六条 法第十九条の三十四に定めるもののほか、議事の手続その他政治資金適正化委員会の運営に係る必要な事項は、政治資金適正化委員会の事務局の内部組織

会が定める。

(政治資金適正化委員会の事務局の内部組織)
第十七条 法第十九条の三十六に定めるもののほか、政治資金適正化委員会の事務局の内部組織は、総務省令で定める。

第五章 報告書の公開

(收支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法)
第十八条 第十二条の規定は、法第二十条の二第二項の規定による收支報告閲覧対象文書(法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による政務報告書、法第十四条第一項(法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告書、法第十四条第一項(法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告書、法第十四条第一項(法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告書をいう。以下この章において同じ。)の写しの交付について準用する。

(收支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額)
第十九条 法第二十条の二第三項に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額(複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。)とする。ただし、基本額が三百円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第二十条の二第二項の規定による請求をする場合については、二百円。以下この項において同じ。)に達するまでは、三百円とする。

一 前条において準用する第十二条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円

二 前条において準用する第十二条第二号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

三 前条において準用する第十二条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

四 前条において準用する第十二条第四号に掲げる方法 収支報告閲覧対象文書一枚につき十円

2 第十三条规定は、前項の手数料の納付について準用する。

(収支報告閲覧対象文書の写しの送付の求め)
第二十条 法第二十条の二第二項の規定による請求をしようとする者は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、送付に要する費用を納付して

納付して、収支報告閲覧対象文書の写しの送付を求めることができる。この場合においては、第十四条後段の規定を準用する。

第六章 寄附等に関する制限

(法第二十二条の三第一項及び第二項の規定を適用する場合の数値の計算等)
第二十二条 法第二十二条の三第一項及び第二項の規定を適用する場合の数値の計算については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 法第二十二条の三第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額 当該年の初日ににおける当該会社の資本金の額又は出資の金額(当該年以後に設立された場合にあっては、当該設立の時ににおける資本金の額又は出資の金額)

二 法第二十二条の三第一項第四号に規定する組合員等(以下この号において「組合員等」という。)の数 当該年の初日における当該労働組合又は職員団体(同号に規定する労働組合又は職員団体をいう。以下この号において同じ。)の組合員等の数(当該労働組合又は職員団体が同日後に結成された場合にあっては、当該結成の時における組合員等の数)

三 法第二十二条の三第一項第四号に規定する年間の経費の額 前年において当該団体が支出した金額の総額から借入金の償還金の額及び資本的支出として総務省令で定める支出の金額を除いた額

2 年の中途において組織された法第二十二条の三第一項第四号に規定する団体がその年においてする政治活動に関する寄附については、当該団体の同号の前年における年間の経費の額が二千万円未満であるものとみなして、同項の規定を適用する。

(法第二十二条の四第一項の政令で定める欠損)
第二十二条 法第二十二条の四第一項に規定する政令で定める欠損は、会社の確定した決算における貸借対照表に記載された資本金その他の総務省令で定めるものの額の合計額を控除した額が零に満たない場合におけるその満たない部分の額とする。

(匿名の寄附等に係る寄附物件の納付手続等)
第二十三条 法第二十二条の六第四項に規定する保管者又は法第二十二条の六の二第四項に規定する保管者若しくは寄附を受けた者(以下この

条において「保管者等」という。)は、これらの規定により国庫に帰属した金銭又は物品(以下この条において「寄附物件」という。)を国庫に納付しようとするときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を添え、当該寄附物件を当該保管者等の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 寄附物件の保管を開始した日又は寄附を受けた日

二 寄附物件が金錢であるときはその金額、寄附物件が物品であるときは当該物品の種類及び数量

三 保管者等の氏名又は名称及び住所

都道府県知事は、前項の規定により保管者等から寄附物件の提出を受けたときは、これを収納し、かつ、領收証書を当該保管者等に交付しなければならない。

(法第二十二条の九第一項の政令で定める公務員)

第二十四条 法第二十二条の九第一項第一号に規定する非常勤職員で政令で定めるものは、諮詢的な非常勤の職で、顧問、参与、委員、会長、副会長、会員、評議員、専門調査員、審査員、報告員及び観測員の名称を有するものにある者並びに諮詢的な非常勤の統計調査員、仲介員、保護司及び参与員の職にある者(これらの者のうち国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十九号)第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職にあるものを除く。)とする。

法第二十二条の九第一項第五号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号に規定する職員で政令で定めるものは、同号に規定する職員のうち次に掲げる者以外のものとする。

一 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十九条第二項の規定に基づき地方公共団体の長が定める職にある者

二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十八号)第五十三条第二項の規定に基づき同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の理事長が定める職にある者

（平成元年十二月三十一日以前に取得した資産等の報告）

第一条 (施行期日) この政令は、平成二年四月一日から施行する。

条において「保管者等」という。は、これら
の規定により国庫に帰属した金銭又は物品（以
下この条において「寄附物件」という。）を国
庫に納付しようとするときは、総務省令で定め
るところにより、次に掲げる事項を記載した書
面を添えて、当該寄附物件を当該保管者等の住
所地を管轄する都道府県知事に提出しなけれ
ばならない。

2 (平成元年十二月三十一日以前に取得した資産等の報告)
政治団体が法第三条第一項各号又は法第五条第一項各号の団体となつた日(同項第二号の団体にあつては法第六条の二第二項前段の規定による届出がされた日、政治団体の支部にあつてはその組織の日)以後に取得した法第十二条第一項第三号の資産等で、平成元年十二月三十一

第一条 (施行期日)
この政令は、平成一年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年一二月一六日政令第三十九号)

この政令は、平成五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

一 寄附物件の保管を開始した日又は寄附を受けた日

二 寄附物件が金錢であるときはその金額、寄附物件が物品であるときは当該物品の種類及び数量

三 保管者等の氏名又は名称及び住所

都道府県知事は、前項の規定により保管者等から寄附物件の提出を受けたときは、これを収納し、かつ、領收証書を当該保管者等に交付しなければならない。

(法第二十二条の九第一項の政令で定める公務員)

法第二十二条の九第一項第一号に規

日以前に取得したものに係る同号の規定の適用については、同号イ中「取得の価額及び年月日」とあるのは「取得の価額（取得の価額が明らかでない場合はその旨及び取得時における時価に見積もった金額、取得の価額及び年月日が明らかなない場合はその旨及び政治資金規正法の一部を改正する法律（平成四年法律第九十九号）の施行の日（以下この号において「施行日」という。）における時価に見積もった金額）及び年月日（年月日が明らかなない場合は、その旨」と、同号ロからニまで、「ト及びル中「取得の価額及び年月日」とあるのは「取得の価額（取得の価額が明らかでない場合はその旨及び年月日）」と、同号ロからニまで、「ト及びル中

定する非常勤職員で政令で定めるものは、諮問的な非常勤の職で、顧問、参与、委員、会長、副会長、会員、評議員、専門調査員、審査員、報告員及び観測員の名称を有するものにある者並びに諮問的な非常勤の統計調査員、仲介員、保護司及び参与員の職にある者（これらの者のうち国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十九号）第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職にあるものを除く。）とする。

法第二十二条の九第一項第五号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員で政令で定めるものは、同号に規定する職員のうち次に掲げる者以外のものとす

及び取得時における時価に見積もった金額を取
得の価額及び年月日が明らかでない場合はその
旨及び施行日における時価に見積もった金額を
及び年月日（年月日が明らかでない場合は、そ
の旨）と、同号ヲ及び又中「年月日」とある
のは「年月日（年月日が明らかでない場合は、
その旨）」とする。

附 則（昭和五一年三月三一日政令第五
四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十二年四月一日から
施行する。

附 則（昭和五四年三月三一日政令第七
二号）抄

（施行期日）

二 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第二項の規定に基づき地方公共団体の長が定める職にある者
二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）第五十三条第二項の規定に基づき同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の理事長が定める職にある者

第一条 この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。
附 則（昭和五五年二月二六日政令第三三八号）
この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
附 則（昭和五八年二月二二日政令第一六号）抄

附則（施行期日）
1 この政令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

第一号 附則 (施行期日等)
この政令は、公布の日から施行する。
抄 (平成二年三月三日政令第九三)

		第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条及び第七条の三において同じ。）	第六条 第一項
第六条第五項に規定する場合に該当する場合を除き、その異動の日	その異動の日	第六条 第一項	第六条 第一項
同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）	同条第二項	第六条 第一項	第六条 第一項

同条第五項において準用する場合及び前条	次条及び第七条の三	の日	とあるのは	前条
第六条第五項に規定する場合に該当する場合を除き、その異動の日	第六条第五項に規定する場合に該当する場合を除き、その異動の日	の三	は	第七条
第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条及び第七条の三において同じ。）	第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）	その異動の日	は	第七条
第六条第五項に規定する場合に該当する場合を除き、その異動の日	第六条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）	その異動の日	は	第七条
と、同表第十二条第一項第一号の項中	二項	第一項	は	第七条
次に掲げる事項	次に掲げる事項（二を除く。）	第六条第一項	は	第七条
合計額が、政党又は政治資金団体に対するものにあつては年間一千万円、その他の政治団体に対するものにあつては年間百万円	次に掲げる事項（二を除く。）	同条第一項	は	第七条
合計額が、政党又は政治資金団体に対するものにあつては年間一千万円、その他の政治団体に対するものにあつては年間百万円	合計額が百	二項	は	第七条

選挙」とあるのは「衆議院議員の総選挙」と、
「届出候補者(公職選挙法(昭和二十五年法律
五百号))第八十六条第一項又は同条第八項の規
定により当該政治団体の届出に係る候補者をい
う。」又は所属候補者(公職選挙法第八十六条
選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第
二号)による改正前の公職選挙法(昭和二十五
年法律五百号))第八十六条第三項」と新令第
四条第三号イ中「衆議院議員の総選挙における
小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出
議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選
挙」と、「衆議院議員の総選挙における小選挙
区選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員
の総選挙」と、「届出候補者又は所属候補者」と
あるのは「所属候補者」と、新令第七条第一
号中「衆議院小選挙区選出議員」とあるのは
「衆議院議員」とする。

第四条 政治資金規正法の一部を改正する法律に
よる改正前の政治資金規正法(以下この項にお
いて「旧法」という)第三条第一項の政團に
て同条第二項の政党である旨を旧法第六条第
一項(同条第四項において準用する場合を含
む)の規定により届け出たもの(次項におい
て「旧政党」という)のうち、施行日におい
て政治資金規正法の一部を改正する法律による
改正後の政治資金規正法(以下「新法」とい
う)第三条第二項の政党に該当するものが支
部を有する場合には、当該政團の本部及び
支部は、それぞれ一の政團とみなして政治
資金規正法の一部を改正する法律附則第三条第
一項の規定を適用する。この場合において、同
項中「該当するもの」とあるのは、「該当する
ものの本部及び支部」とする。

2 施行日において現に存する政團(旧政党
を除く)で新法第三条第二項の政党に該當す
るもののが支部を有する場合には、当該政團
の本部及び支部は、それぞれ一の政團とみ
なしして政治資金規正法の一部を改正する法律附
則第五条の規定により特定寄附とみなされる寄
附に対する新法第十九条の三第一項の規定の適
用については、なお從前の例による。

「届出候補者(公職選挙法(昭和二十五年法律
五百号))第八十六条第一項又は同条第八項の規
定により当該政團の届出に係る候補者をい
う。」又は所属候補者(公職選挙法第八十六条
選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第
二号)による改正前の公職選挙法(昭和二十五
年法律五百号))第八十六条第三項」とあるのは「所属候補者(公職
選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第
二号)による改正前の公職選挙法(昭和二十五
年法律五百号))第八十六条第三項」とあるのは「所属候補者」と、新令第
四条第三号イ中「衆議院議員の総選挙における
小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出
議員の選挙」とあるのは「衆議院議員の総選
挙」と、「衆議院議員の総選挙における小選挙
区選出議員の選挙」とあるのは「衆議院議員
の総選挙」と、「届出候補者又は所属候補者」と
あるのは「所属候補者」と、新令第七条第一
号中「衆議院小選挙区選出議員」とあるのは
「衆議院議員」とする。

<p>第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施 行する。 附 則 (平成一七年一月三〇日政令第一 〇号) 抄 この政令は、平成十八年一月一日から施行す る。</p> <p>第一条 この政令は、八七年五月一日から施行す る。ただし、第四条第六号、第五条第一項及び 第二項並びに第六条第一項の改正規定は、同年 十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年四月二八日政令第七 三号) 抄 (施行期日) この政令は、平成二十年四月一日から施行す る。ただし、第四条第六号、第五条第一項及び 第二項並びに第六条第一項の改正規定は、同年 十月一日から施行する。</p> <p>第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正す る法律(次条において「改正法」という。)の 施行の日(平成二十八年四月一日)から施行す る。</p> <p>附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三 〇号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を 改正する法律の施行の日(令和元年七月一日) から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年二月一五日政令第二九 号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年三月三〇日政令第一二 八号) 抄 (施行期日) この政令は、令和五年四月一日から施行す る。</p>	<p>第一条 この政令は、令和六年四月一日から施 行する。 附 則 (平成一五年一二月三日政令第一 三九号) 抄 この政令は、平成十五年四月一日から施 行する。</p> <p>第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施 行する。 附 則 (平成一〇年一二月一一日政令第 三八九号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施 行する。 附 則 (平成一〇年一二月一一日政令第 三二四号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。</p>
--	---

<p>第一条 この政令は、平成二〇年二月一〇日から施 行する。 附 則 (平成一八年四月二八日政令第一 〇号) 抄 この政令は、会社法の施行の日(平成十 八年五月一日)から施行する。</p> <p>第一条 この政令は、平成二〇年三月二八日政令第七 三号) 抄 (施行期日) この政令は、平成二十年四月一日から施行す る。ただし、第四条第六号、第五条第一項及び 第二項並びに第六条第一項の改正規定は、同年 十月一日から施行する。</p> <p>第一条 この政令は、平成二〇年二月一〇日から施 行する。 附 則 (平成二〇年二月一〇日政令第一 〇号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>第一条 この政令は、平成二〇年二月一〇日から施 行する。 附 則 (平成二〇年二月一〇日政令第一 〇号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>第一条 この政令は、平成二〇年二月一〇日から施 行する。 附 則 (平成二〇年二月一〇日政令第一 〇号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。</p>	<p>第一条 この政令は、令和六年四月一日から施 行する。 附 則 (平成一五年一二月三日政令第一 三九号) 抄 この政令は、令和六年四月一日から施行す る。</p> <p>第一条 この政令は、令和六年四月一日から施 行する。 附 則 (平成一〇年一二月一一日政令第 三二四号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。</p>
--	--

<p>第一条 この政令は、令和五年二月一五日から施 行する。 附 則 (令和五年二月一五日政令第一 三九号) 抄 この政令は、令和五年二月一五日から施行す る。</p>	<p>用については、同項中「その者が公職の候補者 である間に政党から受けた政治活動に関する寄 附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭 等を当該資金管理団体に取り扱わせるため」と あるのは、「政治資金規正法の一部を改正する 法律(平成六年法律第四号)による改正前の第 十九条の六第一項の保有金を」とする。</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施 行する。 附 則 (平成一〇年一二月一一日政令第 三二四号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。</p>
--	--